

**青梅市特別会計条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 25 日

提出者 青梅市長 竹内俊夫

(説明)

青梅市老人保健医療特別会計を廃止したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市特別会計条例の一部を改正する条例**

青梅市特別会計条例（昭和 39 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この条例による改正前の第 1 条第 4 号に規定する青梅市老人保健医療特別会計にかかる出納については、なお平成 23 年 5 月 31 日まで存続するものとする。

青梅市特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市特別会計条例（昭和39年条例第5号）

改正後	現行	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事務、事業の円滑な運営と経理の明確を図るため、設置する。</p> <p>(1) 青梅市国民健康保険特別会計 国民健康保険事業</p> <p>(2) 青梅市収益事業特別会計 モーターボート競走事業</p> <p>(3) 青梅市下水道事業特別会計 下水道事業</p> <p>(4) 青梅市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>(5) 青梅市介護保険特別会計 介護保険事業</p> <p>(6) 青梅市受託水道事業特別会計 受託水道事業</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事務、事業の円滑な運営と経理の明確を図るため、設置する。</p> <p>(1) 青梅市国民健康保険特別会計 国民健康保険事業</p> <p>(2) 青梅市収益事業特別会計 モーターボート競走事業</p> <p>(3) 青梅市下水道事業特別会計 下水道事業</p> <p>(4) 青梅市老人保健医療特別会計 老人保健医療事業</p> <p>(5) 青梅市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>(6) 青梅市介護保険特別会計 介護保険事業</p> <p>(7) 青梅市受託水道事業特別会計 受託水道事業</p>	
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正前の第1条第4号に規定する青梅市老人保健医療特別会計にかかる出納については、なお平成23年5月31日まで存続するものとする。</u></p>		